

CAPS Newsletter

The Center for Asian and Pacific Studies, Seikei University

No.136 October, 2017

目次

<p>〈アジア太平洋研究センター(CAPS)からのお知らせ〉 シンポジウム「スポーツと国際貢献を考える」告知.....1</p> <p>〈CAPS共同研究プロジェクト主催企画の報告〉 シンポジウム「認知言語学と語用論の接点」 CAPS特別研究員 長谷川 明香.....2</p> <p>〈招聘外国人研究員との研究交流1〉 「モンゴルにおける法制度整備— 体制移行国の重要課題と日本の役割」 モンゴル国立大学講師 バトバヤル・サランゲレル...4</p> <p>「モンゴルにおける企業買収の法的問題— 比較研究の観点から」 拡大研究会報告 文学部教授 墓田 桂.....6</p> <p>〈招聘外国人研究員との研究交流2〉 “Foreign Language Policy & Education in China” 上海外国語大学言語研究所 教授 趙 睿暉.....8</p>	<p>「中国の外国語政策及び外国語教育」拡大研究会報告 CAPS主任研究員 惠羅 さとみ.....9</p> <p>〈2017年度新規プロジェクトの紹介 第2回〉 水資源の高度利用に資する気液境界放電 シミュレーション 理工学部教授 村上 朝之..... 10</p> <p>〈海外出張報告1〉 第21回国際老年学老年医学会議への参加報告 文学部准教授 渡邊 大輔..... 11</p> <p>〈海外出張報告2〉 ニュージーランド・国立オタゴ大学での研究会と レクチャー・コンサート 文学部教授 日比野 啓..... 12</p> <p>〈シリーズ 本を読む〉 山本 章子 著「米国と日米安保条約改定」 法学部教授 井上 正也..... 13</p> <p>〈CAPS活動報告〉..... 14</p>
--	--

アジア太平洋研究センター(CAPS)からのお知らせ

開催予告 成蹊大学アジア太平洋研究センター・成蹊大学東京オリパラプロジェクト 共同主催
(武蔵野市・武蔵野市教育委員会後援)

シンポジウム「スポーツと国際貢献を考える—「競うこと」と「つながること」の先へ」

日時：2017年11月25日(土) 14:00～ 場所：6号館501教室



アジア地域におけるオリンピックの開催が続く中、あらためて「競うこと」と「つながること」を同時に達成するスポーツの価値を探り出し共有したい。私たちはスポーツをただ観戦者として楽しむだけではなく、相互交流や相互理解、または支援の場としてのスポーツをどのように実践したり創造したりすることが可能なのでしょうか。

このシンポジウムでは、基調講演に菊幸一氏(筑波大学大学院人間総合科学研究科教授)を迎え、討論者として、長年難民支援に関わっているスポーツコメンテーターの宮嶋泰子氏、リオ五輪金メダリストの田知本遥氏、その他、政策担当者や研究者らの多彩なシンポジストに集って頂き、さまざまな立場からの知見を共有したいと思います。

私たち皆でその可能性や課題について考える場として、皆様の積極的なご参加を、心からお待ちしています。

※ 詳細はHPをご覧ください。(http://www.seikei.ac.jp/university/caps/)

CAPS 共同研究プロジェクト主催企画の報告

共同研究プロジェクト「認知言語学の新領域開拓研究
—英語・日本語・アジア諸語を中心として」主催シンポジウム
「認知言語学と語用論の接点」

CAPS 特別研究員 長谷川 明香

8月29日(火)、6号館501教室にて「認知言語学と語用論の接点」を統一テーマとした公開シンポジウムが開かれた。このシンポジウムはCAPS共同研究プロジェクト「認知言語学の新領域開拓研究—英語・日本語・アジア諸語を中心として」の2017年度第2回研究会として企画され、4名の講師の講演と、指定討論者も交えた全体討論の2部構成で行なわれた。

本プロジェクトは、英語・日本語・アジア諸語を中心に、記述的・伝統的手法によって扱われてきた言語事実や隣接領域の進展により開拓されてきた事実を、認知言語学的手法によって解明することを目的としている。我々人間が世界とどう関わり事態をどう捉えているかに着目し言語知識の解明を目指す認知言語学は、その射程に従来「語用論」で検討されてきた現象も必然的に含めることになるが、認知言語学と対立する生成文法において語用論は中心的な地位を占めない（なお、語用論とは、実際の言語使用の様々な側面、またその解釈メカニズムを扱う研究領域であり、慣習的な意味を扱ういわゆる「意味論」との関係が問題と

なる）。また、認知言語学誕生以前から語用論にはさまざまな研究の蓄積があり、認知言語学とは独立に多くの研究成果もあげられている。本シンポジウムは、認知言語学と語用論の接点を探ることで、認知言語学の根本に立ちかえてその主張を見つめ直し、より良い枠組みを構築する試みである。

講師は、認知言語学の内と外、それぞれから選んだ。内部から森雄一氏(成蹊大学文学部・教授)、高橋英光氏(北海道大学・特任教授)、外部から加藤重広氏(北海道大学・教授)、西山佑司氏(慶應義塾大学・名誉教授)が講演した(ただし、登壇は森氏、加藤氏、高橋氏、西山氏の順)。指定討論者は認知言語学者の西村義樹氏(東京大学・教授)である。

最初に登壇した森氏は本プロジェクトの代表者であり、認知言語学、日本語学、レトリック論と幅広く研究しているが、今回取り上げたのは比喩の中でも特に提喩である。「提喩への認知言語学的アプローチと語用論的アプローチ」という演題のもと、提喩の多様性を豊かな例とともに示した



左から、(司会)長谷川明香氏、(討論者)西村義樹氏、(講師)森雄一氏、加藤重広氏、高橋英光氏、西山佑司氏

うえで、さまざまな種類の提喻、およびそれと関係する綾である自己比喩を関連性理論（有力な語用論の枠組みの1つ）の道具立てで捉えらるるとどうなるか、またどこが問題となりうるかを述べ、それぞれのアプローチの利点を指摘した。

続く加藤氏の演題は「日本語の語用選好と言語特性」であった。日本語用論学会会長も務める同氏は、広い視野から語用論のさまざまな枠組みやテーマを概観したのち、「文脈の科学」としての語用論においては「演繹的な」文脈設定が望ましいと述べた。また、その後、非節化と脱カプセル化の例を取り上げ、日本語の構造特性である右方主要部の原理が前適応となって、新たな構造が形成されたり構造が変化したりすることを指摘した。伝達や表現上、言語使用者が重要視していることには偏りがあり、それによって生じる運用の選好と頻度が当該言語の特性との関連で重要な意味をもつことになるのである。

昼休みを挟み、午後は高橋氏の講演「なぜ認知言語学にとって語用論は重要か：「認知語用論」から「語用認知言語学」へ」から始まった。高橋氏は、英語の命令文を中心とした動詞の項構造に昔から関心を寄せ、認知言語学と語用論にまたがって（あるいは認知言語学者の中でも特に語用論の領域に重点をおいて）分析を行なっている研究者であるが、今回のシンポジウムでは、認知言語学がその標榜するところとは異なり、学界全体として語用論を重視しきれていない現実を指摘し、発話意図および社会的・対人的・語用論的要因を踏まえた真の意味での用法基盤主義に立って言語表現を分析するべきだと主張した。途中、具体的な現象（今回はorを用いた疑似命令文）の分析について関連性理論との対比もあり、際立ちや頻度に応じた単位を認める認知言語学と関連性理論との差が明らかとなった。

続く講演は西山氏による「認知言語学と関連性理論」である。氏は、関連性理論を日本に広めた第一人者であるが、今回の講演の中で認知言語学と関連性理論の差異を詳細に検討しながら、認知言語学に対して手厳しい批判を行なった。その上で、関連性理論は認知言語学と親和性が高いと感

じている人もいるが、それは錯覚であり、生成文法と親和性の高い関連性理論と、認知言語学は相いれないと主張した。

関連性理論と認知言語学にはさまざま相違点があるが、その多くが言語表現の意味・解釈を理論の中でどう位置づけるかという違いに帰結するように思う。自然とその後の全体討論も、意味論と語用論はどういう関係にあるか、文の意味とは何か、意味を分析する枠組みとして適切なものは何かといった西山氏の講演に端を発した話題が中心となった。

残念ながら、各講演で提示された論点は幅広く、すべて詳細に検討するには時間が足りなかった。しかし、認知言語学と語用論、それぞれの研究者がこれほどまでに率直に忌憚のない意見を交換する機会は今回が初めてだったのではないだろうか。それにより、認知言語学と語用論の接点や、認知言語学と関連性理論との本質的な違いが明らかとなり、実り多いものとなった。今後も具体的な事例に基づいて語用論と対話をし、それぞれの言語観をより詳細に明示化していく必要があるだろう。そうすることで、認知言語学と（ある種の）語用論が協同する接点を探り当て、言語の実態をよりよく反映したモデルが構築できると考える。

本プロジェクトは2015年度に始まり、本年度が最終年度となる。真夏日の中、50名を越す参加者に恵まれ、議論を深められたことを大変嬉しく思う。



シンポジウム会場全体の様子

招聘外国人研究員との研究交流1

モンゴルにおける法制度整備—体制移行国の重要課題と日本の役割

モンゴル国立大学法学部講師・弁護士 バトバヤル・サランゲレル

はじめに

今回、6月から8月までの約2か月間、成蹊大学アジア太平洋研究センター（CAPS）に客員研究員として在籍し、研究をおこなう機会を得た。筆者が専門とするのは企業買収に関する法的問題である。日本滞在中はモンゴルの会社法における企業買収の問題を日本との比較で研究するとともに、日本の商法に関する調査・研究を進めた。7月24日に開催されたCAPS拡大研究会ではこれらの研究成果を報告した。討論者として参加して下さった筑波大学の徳本穰教授、そして成蹊大学の参加者各位からは有益な示唆をいただいた。ここに記して感謝したい。

1990年代に市場経済に移行したモンゴルでは、経済活動の環境整備が十分になされておらず、数々の問題が生じている。1992年に公布された新憲法で社会主義は廃止され、体制は民主主義に移行した。基本的人権や所有権も認められ、内外の民間企業の活動を通じて経済は確実に成長した。他方、ビジネスに関する法制度整備は未発達のままであり、経済活動に大きな影響を与えている。中小企業向けの明確な政策が存在せず、法的環境も不安定だったため、数多くの中小企業が不況に耐えきれず倒産に陥った。加えて、法制度の不備により、国民の財産でもある鉱物資源が外資によって不当に買収されるといった問題も起きている。

日本との二国間関係を目を向けると、1972年にモンゴルと日本は外交関係を樹立するも、冷戦期間中、両国の関係が深まることはなかった。当時のモンゴル人民共和国はソビエト連邦の「衛星国」と言われるほど、東側陣営に組み込まれていた。しかし、モンゴルの自由化が進んだ1990年代以降、日本からの経済・技術協力ともあいまって、さまざまな分野で二国間関係が進展する。筆者がモンゴルの小学校で日本語を学んだのも丁度そうした時期だった。

今回は、ニュースレターに寄稿する機会をいただいた。せっかくの機会なので、体制移行国・モンゴルが抱える課題である法制度の整備を当事者



著者ご夫妻、井の頭恩賜公園にて撮影

の視点で述べてみたい。法整備に関しては日本政府や国際協力機構（JICA）による支援がおこなわれており、こうした日本の役割についても本稿で紹介する。

モンゴルにおける法制度整備の経緯

1992年に新憲法を公布し、複数政党制を導入したモンゴルだが、民主主義に適する法制度や政治制度、経済制度の構築など、体制移行国として数多くの課題に直面してきた。

1990年代はモンゴルだけでなく、ソ連を構成していた国々が独立し、体制移行国となった時代であった。これらの国々は概ね体制移行期を終えており、すでに民主主義国として成功している国も少なくない。一方、モンゴルにおいては90年間続いた社会主義の思想が教育や政治、法、経済にわたるさまざまな分野で残存している現実がある。

モンゴルの社会主義的な法律制度は旧ソ連の制度に由来したが、同時にローマ法の影響も受けていた。社会主義思想の下で法律は社会主義的な社会の建設のための手段とされ、法律固有の価値は

なかった。当時の法律は、ソ連型の基本法のほか、数千のモンゴル人民革命党の指令、人民代議員大会の布告、閣僚会議の決定および省庁の地方布告からなっていた。社会主義的な機関や指導者の独断的な決定にも法的拘束力が認められており、法の支配の観念は実質上なかったと言える。

民主化以降、市場経済に対応するためにすでに約500の新法が制定された。経済関連の法律としては、例えば、租税法、外国投資法、民法、会社法、証券取引法、国際商事仲裁法、国家・地方自治体財産法、外国為替法などがある。しかし、大量の法案起草に際して、それぞれに異なる法的伝統を持つ国の法律家が顧問を務めていたため、多くの法律が整合性を欠き、矛盾や重複が生じてしまった。それに加え、モンゴル国の伝統や既存の法律への配慮を欠くままに法律が導入され、かつ、法律の多くが狭い縦割りの観点で起草されたという問題もある。いわゆる「業界保護」法、すなわち特定集団の利益を合法化するような様相も呈しており、経済的優先順位や資源の希少性に対する関心も十分ではなかった。

統一性を欠くという点で言えば、モンゴルの法律制度は、大陸型憲法、米国型商業関連諸法、インドネシア型石油法、ドイツ型民法、スウェーデン型行政法、カナダ型破産法などから着想を得ている。計画経済から市場経済に移行しようとする国の多くが大陸法型であるにもかかわらず、市場経済化への移行に伴う法整備支援は国際通貨基金(IMF)や世界銀行(World Bank)などコモン・ローを重視とする国際機関によって主導された。また、その関心が投資環境整備のために当面必要な法律制度に偏りがちであったため、英米法系諸国の影響を受けた個別の法律が制定されるに至っている。

こうした状況に鑑みれば、モンゴルでは現在まで体制移行期が続いているという指摘は間違っていない。現状への不満からだろう、国民の間でも社会主義体制に戻りたいという声は少なくない。体制移行期から抜け出すには、民主主義体制を実現できる人材のみならず、民主主義や市場経済の基礎となる法律制度整備が必須となる。これなくしてモンゴルは先に進めない。

日本による法整備支援

モンゴルでは1990年代の市場経済化以降、市場

経済の進展や経済活動の活性化に伴い市民間や企業間のトラブルが増加している。このため市民や企業の権利を保障する法制度整備や紛争解決手段の多様化のニーズは高まっている。法・司法制度および関連機関の機能強化は、2007年に策定された「ミレニアム開発計画に基づくモンゴルの包括的国家開発戦略」や「モンゴル政府行動計画(2008年-2012年)」においても優先課題の一つとして明記されている。法整備のニーズに対する認識は概ね共有されていると言える。

法的環境に関する問題は数多い。モンゴルでは弁護士の登録制度が整備されておらず、資格の有無の確認が困難であった。そのうえ市民による弁護士の利用度は低く、弁護士会も一般市民に対して法的サービスを提供する機能を十分に果たしていなかった。裁判所の利用は増加したものの、判決を得ても執行することが困難で、権利が実現できなかった。裁判中に和解がなされることも少なく、経済的合理性を有する紛争解決が行われていないことが問題点として指摘されていた。

法整備のニーズが高まるなか、日本による当該分野での協力は1994年に始まった。JICAによって民法改正についての助言を行うため短期専門家が派遣されたのが始まりで、その後もさまざまなプロジェクトが実施された。その一つが2010年に開始された「モンゴル調停制度強化プロジェクト」である。

このプロジェクトの成果として、2012年には「調停法」が制定された。現在、この法律は効果的に実施されている。2017年後半期の統計によると、1万331件の民事事件のうち、実に3,984件(約38.5%)が裁判調停で処理されている。従来、民事事件は裁判手続きによって長い時間と費用をかけて解決されていたが、裁判調停が導入されたことによって当事者が相互に合意して問題を解決することが可能となった。

また、体制移行を果たそうとするモンゴルにとって、時代に適した法曹人材を育成することはきわめて重要である。この分野では、名古屋大学が日本の文部科学省の支援の下、日本語による日本法教育を実施している。その実施機関として「日本法教育研究センター」をモンゴル国立大学法学部に設置し、専門性の高い人材を育ててきた。筆者もこのセンターで学んだ一人である。こうした支援が

功を奏し、モンゴルでは日本語のできる法律家が
増え、日本の法制度や国際法の研究にとどまらず、
法制度の整備が着実に進展している。

おわりに—日本との比較研究がなぜ重要なのか

大陸法や英米法をはじめ、さまざまな国の法の
影響を受けたモンゴルの法制度は、分野ごとに見
るだけではなく、包括的な観点で理解する必要が
ある。そのため、同じく大陸法や英米法などの影
響を受けた先進国の法制度との比較研究が重要と
なる。その例が日本である。

日本は明治時代から大陸法の流れを受けており、
特にドイツ法やフランス法の影響が顕著である。
しかし、若干ながらイギリス法の影響を受けると
ともに、第二次世界大戦後の連合軍最高司令官
総司令部 (GHQ) の占領下では米国の影響を受け
ている。日本国憲法はその最たるものだが、刑事
訴訟法や証券取引法 (現在の金融商品取引法)、独

占禁止法などでも米国の影響が際立つ。このよ
うに大陸法や英米法の両方の特徴を持つ法制度を
維持しているのが日本であり、モンゴルの法整備
において日本との比較研究は大きな意味を持つ。
筆者がモンゴルの法律とともに日本の法律を研究
しているのにはそうした理由がある。

末筆になるが、今回、成蹊大学での滞在中に大
変お世話になったCAPSの関係者各位、ならびに
招聘を引き受けてくださった文学部の墓田桂先生
に厚くお礼申し上げたい。また、この場を借りて、
モンゴル国立大学法学部日本法教育研究センター
の山本哲史先生、そして筆者の研究を指導してく
ださっている徳本穰先生にも心からの謝意を伝え
たい。

今回のCAPSでの滞在は自身の研究のみならず、
モンゴルの法整備にとっても有益なものだったと
思っている。いずれその成果を報告できる日が訪
れることを願っている。

「モンゴルにおける企業買収の法的問題—比較研究の観点から」拡大研究会報告

文学部教授 墓田 桂

2017年7月24日、モンゴル国立大学法学部講
師であるバトバヤル・サランゲレル (Batbayar
Sarangerel) 氏を迎えてCAPS拡大研究会を開催し
た。報告のテーマは「モンゴルにおける企業買収の
法的問題—比較研究の観点から」。討論にはこの
分野に精通した筑波大学大学院の徳本穰教授が応
じてくださった。質疑応答を含めて90分にわたる
研究会は刺激に満ちたものだった。

弁護士でもあるバトバヤル氏は、企業の合併買
収 (M&A) に関する法的問題を自身の研究テーマと
している。CAPS招聘外国人研究員として6月か
ら8月まで日本に滞在するなかでの研究会であっ
た。筆者との関係を述べると、モンゴル国立大学
法学部にある日本法教育研究センターで教鞭を執
る日本人の友人から、門下生であるバトバヤル氏
の在外研究の可能性を打診されたのが始まりであ
る。学問的に接点はないが、筆者自身、中央アジ
アへの関心もあったことから招聘の推薦者となる
ことを快諾した。幸せな邂逅を与えてくれた友人
には深く感謝している。

研究会ではバトバヤル氏から次のような報告が
あった。1990年代以降、モンゴルでは市場経済化

にともなって多数の民間企業が設立されたものの、
中小企業が一般的で、大企業はまだ育っていない
という。中小企業は外部環境に対して脆弱であり、
リスクやデメリットも少なくない。しかし、企業
統合を可能にする買収に関する法整備は未発達で
大企業化はさほど進んでいないのが実情である。

そうしたなか、2009年頃からの「鉱山ブーム」に
よって外国からの投資が進むとともに、鉱山開発
のライセンスをもつモンゴルの企業を買収する動
きが加速した。バトバヤル氏の報告ではサウスゴ
ビ・リソーシズ社とエルデネット鉱山会社の事例
が紹介された。現に企業買収に関する法律の不備
は多くの問題を生んでいる。公正な企業買収が低
迷する一方で、法制上の空白を利用するような形
で敵対的買収や不公正な買収が行われてしまうの
である。したがって、「問題が起こるたびに解決を
探すよりも、問題が生じる前に企業買収に関する
法的環境を整えることが重要である」とバトバヤ
ル氏は説く。

同氏からは特に5つの問題が指摘された。すな
わち、①企業買収に関する法制上の不備、②企業
買収における会社価値と税金、③敵対的買収、④

取締役の責任、⑤不公正競争の問題である。とりわけ敵対的買収に対する防衛策の不備は、投資家の信頼、さらには株主や利害関係者の権利保護の観点から大きな問題であるという。

バトバヤル氏の報告に続き、討論者の徳本教授は自身のモンゴルとの交流の経緯を述べつつ、企業買収の法的・政策的側面について説明を加えた。徳本教授によると、企業買収の課題は個々の企業の活動という枠を超えて国家間の投資紛争にも発展しうるものである。そこで、企業買収に対する法規制のあり方として、会社法による対応のほか投資法などによる対応も想定される。望ましい法規制の政策は、一般的には、企業価値を向上させる買収を促進し、企業価値を毀損させる買収を抑制することであるという。これらの点を指摘しつつ、徳本教授はバトバヤル氏の報告について、「学術的・社会的意義が大きく、非常に高く評価できる」と述べた。

実は筆者は企業買収に対してあまり良い印象をもっていなかった。まさに企業価値を毀損させるような敵対的買収の印象が強かったのである。ただ、偏見を排して評価するなら、企業買収が経済の振興に果たす役割は小さくない。企業買収は新規事業の開拓を容易にし、企業の新陳代謝を促しうる。競争環境への適応だけでなく、新しい企業価値の創出も可能とする。日本では事業継承のための企業買収も多くおこなわれるようになっている。後継者不在による廃業を防ぎ、雇用を維持するという点では社会貢献にも結び付く。

しかし、人口312万人のモンゴルでは企業買収の案件は国の経済や内政を左右しかねない。不十分な法体制の下では、不利益となる買収に対して企業や国も脆弱なままである。適切な法整備が求

められるゆえんであり、これは徳本教授が討論でも指摘したように、企業と国家の双方にとっては予測可能性を高める重要な要素となる。敵対的買収から国営企業や民間企業を防衛することは、国益を守るという意味さえもある。企業買収活動とこれに関する法整備のもつ意味は日本以上に大きいかもしれない。門外漢である筆者にとっては学びに満ちた研究会であった。

バトバヤル氏が目指すところは、研究成果をモンゴルに伝え、ビジネス関連の法制度の整備を促進させることである。CAPSでは自身の研究テーマ以外にも、モンゴル政府から依頼された法典編纂の仕事をおこなっていた。バトバヤル氏の真摯な姿には明治期に法律の整備に取り組んだ日本人法律家の片鱗が垣間見えてならない。

日本が「戦略的パートナー」と位置付けるモンゴルとは学術を含む様々な分野で関係が深まりつつある。同氏の成蹊大学での研究活動はこうしたダイナミックな動きの一端である。モンゴルにおけるビジネス関連法の開拓者であり、日本との懸け橋でもある同氏のさらなる活躍を心から期待したい。

成蹊大学アジア太平洋研究センター主催
招待外国人研究員による拡大研究会

モンゴルにおける企業買収の法的問題
—比較研究の観点から—

開催日時：2017年7月24日(日) 16:00～
開催場所：大学10号館2階第2中会議室
司会：墓田 桂（成蹊大学文学部教授）

講 師：バトバヤル・サランゲレル氏
モンゴル国国立大学 講師 准教授

本研究会は、成蹊大学アジア太平洋研究センター（CAPS）が海外自治体の研究員に招き、日本と海外自治体との関係や国際法・国際私法・国際経済法に関する研究を推進することを目的として開催されています。この機会を利用して、本自治体と海外自治体との関係や国際法・国際私法・国際経済法に関する研究を推進することを目的として、成蹊大学が海外研究員の来日や学術交流の促進を図ることを目的として開催されています。

事前申込制 詳細は cap@iia.keio.ac.jp までお申し込み下さい。

成蹊大学アジア太平洋研究センター
東京都調布市吉祥寺3-30-1
TEL:03-5487-1111 FAX:03-5487-1111
E-Mail: cap@iia.keio.ac.jp
URL: <http://www.keio.ac.jp/research/caps/>



(司会) 墓田 桂氏 (討論者) 徳本 穰氏 (講演者) バトバヤル・サランゲレル氏

招聘外国人研究員との研究交流2

Foreign Language Policy & Education in China

Shanghai International Studies University, Ronghui ZHAO

(上海外国語大学言語研究所教授 趙 蓉暉)

1. An overview of language situation & policy in China

China is one of the richest countries in linguistic diversity. The language situation there should be described as “diversity in unity”. “Diversity” refers to more than 300 languages belonging to 5 different language families. “Unity” points out the character of the national language policy, in which Mandarin plays the role of national common language and the other languages have their own development space as well. The target of China’s language policy is to respect the linguistic ecology and improve communication in the country.

2. Foreign Language Policy and Its Content

Foreign language policy (FLP) in China includes the policy of foreign language status, education, application and translation. From a legal point of view, foreign language is a very special component in the national language policy system. In formal occasions, foreign language use is restricted. Because of the lack of natural acquisition, foreign language development mainly relies on education. Since the reform and opening up, China made a programmatic document for foreign language education (FLE) and vigorously promotes its development. At present, foreign languages are widely applied in education, mass media, public affairs, daily communication, examination and enrollment, promotion and etc. Meanwhile, the translation policy should be viewed a special application policy, which is affected by political, economic, social and other influencing factors.

3. Foreign Language Education in China

The earliest FLE began at Yuan dynasty (13th century). During the Ming and Qing dynasties, the Republican period, there were also FLE institutions run by the government. The development of FLE in new China mainly depends on official investment and guidance. Since the implementation of the reform and opening policy, many social institutions and individuals have become an important part in FLE.

The policy document that has the greatest impact on FLE in China is the "Opinions on strengthening FLE" (1978), which defines the FLE as a vital way of increasing the scientific knowledge, improving the cultural and artistic accomplishment.

FLE in China consists of 4 basic levels:

(1) FLE in colleges and departments as major. This is the leading platform of FLE, which focuses on teacher and high-quality translator training, academic research, textbook and dictionary compiling. This level can not only cultivate bachelor, master and doctor in usual sense, but also provides MTI (Master of Translation and Interpreting) program. The Ministry of Education has set up a number of teaching committees for foreign language majors to formulate syllabus, compile teaching materials and design language proficiency tests.

(2) FLE in colleges. On this level, foreign language is taught as a basic course for college students. According to the statistics of the Ministry of Education, the number of students is nearly 37 million. In 1950s Russian was the most popular foreign language in China, while English took the first place in 1970s. At present, a small number of students is learning Russian, Japanese, French and German.

(3) FLE in higher vocational schools aims to prepare high skilled working people needed for production, construction, service and management. This level includes professional FLE and nonprofessional FLE. English is the most commonly taught language, while other languages (Japanese, French, German, Spanish, Korean, Russian, Vietnamese, Malay, Indonesian, Arabic, Thai, Burmese, Cambodian, etc.) are also taught.

(4) FLE on basic level consists of FLE in infant education organizations and schools. There are about 180 million students throughout the country. In 1960s foreign language courses started in most urban schools. Since 1978, English was opened in all middle schools and most urban primary schools. It is considered as one of the most important courses, together with Chinese and Mathematics. English is the most popular language in China for more than 5 million students. Japanese and Russian are taught in some places.

FLE is very popular in China. People with good foreign language ability are highly respected. In recent years, the government has taken various measures to encourage other languages development. The number of languages offered in all kinds of schools is increasing. It is expected that in 2020, China will offer 100 modern languages in education.

「中国の外国語政策及び外国語教育」拡大研究会報告

CAPS 主任研究員 惠羅 さとみ

2017年8月1日、上海外国語大学言語研究所の所長である趙蓉暉氏を講師としてお招きし、CAPS拡大研究会を開催した。(p.8にレクチャーの要旨をまとめていただいた。)趙氏は言語学(ロシア語)を専門にされており、近年の関心テーマである社会言語学の領域では、中国の外国語政策、外国語教育、そして国際都市の多言語使用に関して多くの業績をあげられている。招聘研究員としての滞在期間中はフィールド調査に精力的に飛び回られ、既に調査を終えられた上海・ニューヨーク、そして今回の東京の三都市の比較研究の完成に向けて熱心に取り組まれていた。拡大研究会の司会ならびに通訳は、招聘受入教員でもある本学法学部の李林静教授が務められた。

趙氏の報告は、1977年に文化大革命が終結して以降、30年間が経過した中国の外国語教育の変容と現況を、映像や画像資料を豊富に交えて概説するものであった。趙氏曰く、この30年間で一番大きな変化は、一般国民の意識が根本的に変化したことであったという。趙氏はこのような中国における外国語を取り巻く環境を、まず三つの政策面—「外国語地位政策」「外国語教育政策」「外国語応用政策」—から解説された後、中国の外国語教育について4つの教育レベルにおける変容を明らかにされた。

報告に続く質疑応答では、活発な議論が交わされた。本学法学部の金光旭教授は、ご自身が中国朝鮮族出身として経験された30年前までの中国の外国語教育との比較で現在の中国の学生たちの英語力の高さを指摘され、この間、一番重要な教育改革は何だったのかと質問された。趙氏によれば、文革の10年間で否定されていた外国語を学ぶ意義が、この30年間で一般国民に意識されたことが大きく、実際の制度面においては大学入試における

外国語の配点が高他の科目と比べて2割、5割、10割と段階的に同等に引き上げられ、また、外資系の企業への就職が学生に非常に人気があることも大きいという。

また明星大学の渡戸一郎教授は、多民族国家としての中国における少数民族の言語と外国語教育の複雑な関係性について指摘され、例えば内モンゴル自治区や新疆ウイグル自治区では、漢族の学校に行った方が早く英語が習えることが小学校選択における親の選択に影響を及ぼしており、少数民族の言語の維持よりも英語教育が優先されてしまうという実態について言及された。

確かに、趙氏は報告の冒頭において、56種類の民族と300種類以上の言語を持つ中国における「多元一体」という概念について説明され、中国の言語政策の目的はこのような状況を尊重することであり、コミュニケーションをはかるためには標準語を推し進めなければならないが、一方で方言や少数民族の言葉も尊重しなければならないと説かれた。とはいえ、実態的には、中国国内の言語と外国語のバランスを取ることは非常に難しく、コミュニティが小さくなればなるほど、少数民族は難しい選択を迫られているという。学生の参加者からは、貧富の差による教育機会格差や、中国の学生が日本語を習得するメリットについての質問が出された。趙氏は、課外授業のヴァリエーションの豊富さや低収入家庭の学生の勉強意欲の高さに触れられ、貧富の差それ自体が習得度を左右するものではないと述べられた。日本との関係については、日系企業の進出の多さや、文学・アニメなどの文化面の浸透について語られた。

グローバル化の進展に加え、日本でも2020年東京五輪開催を一つの契機とした都市の国際化が進められる段階にあり、英語教育や多言語対応への意識が高まっている。この研究会では、過去30年間の中国の経済社会発展を背景とした外国語政策と外国語教育を学ぶことができ、日本における社会変容と言語教育問題を考える上でも非常に有意義であった。今後も研究交流を深めていきたいと願う。



左上から、(司会) 李林静氏、(講演者) 趙蓉暉氏、(参加者) 金光旭氏、渡戸一郎氏

2017年度 新規プロジェクトの紹介 第2回

パイロット研究プロジェクト「水資源の高度利用に資する気液境界放電シミュレーション」
“Air-water-interface discharge simulations for advanced water resource utilization”

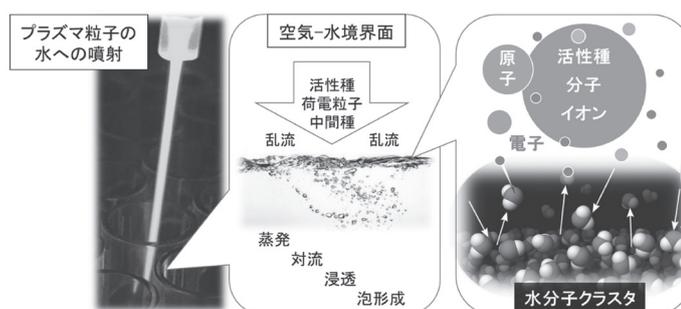
理工学部システムデザイン学科教授 村上 朝之

今日、基本的な人間活動のみならず、あらゆる産業活動に際して、水資源を確保・有効利用し、将来に向けた高度利用を図ることは極めて重要であり、成長著しいアジア太平洋地域においても喫緊の課題のひとつです。

本研究では、電気（特に放電工学）と水の関わりに注目します。人類が近代的な意味での電気を理解し始めた18世紀頃から、両者は深く関係してきました。19世紀には英国科学者マイケル・ファラデーらによって、水の電気分解現象が理解され、電気化学の基礎が築かれています。水中に電極を浸し電位差を設けた場合に、水素と酸素が生じる化学反応は、私たちもよく知るところです。

一方、放電工学の分野では、原子や分子から電子が飛び出してイオンになったり、光を放射したりする状態のことをプラズマと呼びます。一般に、固体よりも液体、液体よりも気体、気体よりもプラズマの方がより高いエネルギーを持ち、より“バラバラ”な状態にあります。ちなみに、宇宙のほとんど全ては、その“バラバラな状態”です。私たちの住む地球は、多様な物質がぎっしりつまった、宇宙では非常に稀(まれ)な存在なのです。

そんな特異なプラズマ状態を自在に操り、科学研究や産業応用に利用する技術が開発されています。特に、室温環境にあるにも関わらず高い電子エネルギーと粒子活性度を実現できる低温プラズマは、大気中のみならず液体中でも生成でき、その特異な物理的・化学的特性が注目されています。低温プラズマを用いた水中放電現象と有機的分子/組織との相互作用は注目に値する現象であり、これを応用することで水質の改善・排水の浄化や消毒・農作物の育成促進などに画期的な効果がみられています。ここでは、例えば、以下のような化学種が生成されていると考えられています。OH(ヒドロキシルラジカル)：活性酸素分子の一種。反応



図：低温プラズマジェット（左）、空気—水境界面の巨視的現象（中）
空気—水境界面の微視的現象（右）

性・酸化力が強い。H₂O₂（酸化水素）：活性酸素分子の一種。酸化還元剤、殺菌漂白剤として利用される。NO_x・（硝酸態窒素）：活性窒素分子の一種。植物の栄養要素としても知られる。

ところが、「膨大な種類の活性化学種が、どこで、どのように生じるのか」「微視的な粒子種の挙動と、巨視的な空気・水の挙動には、どのような関係があるのか」などの詳細はよくわかりません。本研究では、電気・物理・化学の知識を活かし、まず、現象のモデル化を行います。ここで、モデル化（Modeling）とは、極めて複雑な現実の現象を、たかだか人間が理解できる程度にまで単純化して、数学的に表すことを示します。そして、コンピューターの中で模擬的に実験をする、すなわち数値計算シミュレーションを行います。これにより

- どのようなプラズマ放電現象が空気と水の境界面で生じるのか
- どのような高活性粒子・荷電粒子が、どのくらい生成されるのか
- どのように高活性化学種が、空気と水の境界面を乗り越え、液体中に浸透するのかを明らかにすることを目的とします。

また、実験研究パートナーである、米国コネチカット州のウェスリアン大学 物理学部・英国北アイルランドのクイーンズ大学ベルファスト プラズマ物理学センターとの共同研究を推進しています。

海外出張報告1

共同研究プロジェクト「グローバルエイジングとライフコース変容:福祉国家形成と展開の社会的分析」 第21回 国際老年学老年医学会議への参加報告

文学部准教授 渡邊 大輔

2017年7月、The 21st IAGG World Congress of Gerontology and Geriatrics（第21回国際老年学老年医学会議）に参加するためにアメリカ合衆国ロサンゼルスを訪問した。この会議は、世界各国の老年学系学術団体の連合体であるIAGG（国際老年学老年学連合）が主催する学術会議であり4年に1回のペースで行われる世界大会である。第21回となる本大会には、7月23日～27日の5日間に75もの国と地域から6,000人以上の参加者が参加し、高齢化に関する研究報告や議論、レクチャー、最新技術の展示等を行っている。

筆者は、現在、CAPSの「グローバルエイジングとライフコース変容：福祉国家形成と展開の社会的分析」プロジェクトの代表を務めており、先進国のみならずあらゆる国において高齢化が問題となる中でのライフコース変容の問題について取り組んでいる。本大会では、筆者がこれまでに共同調査・研究等がかかわってきた国際長寿センターの研究メンバーとともに Integration of Older Individuals in the Labor Market: Global Perspectiveと題したワークショップ形式の報告を行い、ライフコース変容のなかでもとくに労働面にフォーカスをおいた議論を行った。報告は、マックス・プランク研究所のAxel Börsh-Supan教授、コロンビア大学のUrsula M. Staudinger教授らが中心となり、イギリス、オランダ、フランス、ドイツ、アメリカ、イスラエル、シンガポール、日本の研究メンバーの共同研究によるものである。当日は6か国のメンバーが報告を行い、筆者は日本の知見についての報告を行っている。高齢者の労働力率と労働市場との関係について分析し、早期退職を志向する労働政策（早期退職の勧奨制度、早期受給を可能とする年金制度等）と、その逆に高齢期の就労を促進する政策（年金の繰下げ受給への割増制度、企業への助成金等）をそれぞれ得点化し、この得点と就労率との相関を明らかにするとともに、各国の特徴について議論した。



報告メンバー同

前列左から Axel Börsh-Supan 氏（ドイツ）、著者（日本）、Sara Carmel 氏（イスラエル）、後列左から Marieke van der Waal 氏（オランダ）、Brian Beach 氏（イギリス）、Ursula M. Staudinger 氏（アメリカ）

日本は世界的に見ても高齢期の労働力率が高い国として知られている（65～69歳で42.7%、70-74歳で25.4%）が、他の国を見ると必ずしも高いものではない（例えばフランスは同6.1%、2.4%と最も低い）。実際、日本には早期退職を志向する政策はほとんど存在せず、高齢期の就労を促進する政策はかなり豊富である。その背景として不況期に早期退職制度を導入して労働市場の縮小に対応した欧米各国の政策に比べて、日本は企業内労働市場での配置転換等で乗り切った経験から早期退職制度が整わない中で高齢化に突入することで、高齢期の就業構造が構成され、現在に至っていることを説明した。フロアとの議論も活発に行われ、政策だけでなく社会・文化的な要素をどのようにモデルに組み込むかなど、重要な論点が提起された。

本報告の知見は、共著による英文査読誌への投稿を行う予定である。また、今回の報告は先進国が多くの対象となっているが、この国際比較の知見を踏まえながら、発展途上の東南アジア各国を含めたより広い国際比較をCAPSプロジェクトにおいて行っていく予定である。

海外出張報告2

共同研究プロジェクト「アジア太平洋地域における情動メディアとしての西洋音楽の影響」 ニュージーランド・国立オタゴ大学での研究会とレクチャー・コンサート

文学部教授 日比野 啓

共同研究プロジェクト「アジア太平洋地域における情動メディアとしての西洋音楽の影響」は、プロジェクト・メンバーであるオタゴ大学ヘンリー・ジョンソン教授の依頼で、2017年8月25日にニュージーランド・国立オタゴ大学で研究会を行った。せっかく海外で実施するのだから、研究会を1回開催するだけで終わらせたくないと考えたプロジェクト・メンバーであるバーナビー・ラルフ文学部准教授と私は、本研究のテーマの発展系である異文化の受容／変容／再転送について、オークランド工科大学言語文化学部の人々とディスカッションを行い、またその具体例として、プロのリコーダー奏者でもあるラルフさんによるレクチャー・コンサートも開催することにした。

8月20日夕刻に日本を発ち、現地時間の翌21日早朝にオークランドに到着。ニュージーランドの首都はウェリントンだが、空の玄関としての空港機能はオークランドのほうが発達している。日本からはニュージーランドのどこに行くのにも、このオークランドを経由する必要がある。約10時間のフライトで、機内食が2回出るため、ほとんど寝られずに昼からのオークランド工科大学関係者との打ち合わせに臨んだ。

最初はエリザベス・ターナー講師ら言語文化学部教員と懇親を兼ねての昼食会。学内にあるカフェ・ピコで顔合わせをしたあと、会議室に案内され、カジュアルなかたちでディスカッションを約90分、後からターナーさんにシャロン・メイザー講師ら9人と行なった。正直に言えば、寝不足で私の頭はほとんど働かず、ラルフさんの助け舟がところどころになかったら往生していたところだった。

翌22日にオークランドを発ち、いよいよオタゴ大学のあるダニーデンに向かう。ニュージーランドを形成する2つの島のうち、オークランドは北島にあり、ダニーデンは南島にあって、約1,000キロ離れている。飛行機だと約2時間で、日本の感覚でいうと名古屋から青森に飛ぶのに近いだろうか。名古屋から青森、という順番は間違いではない。南半球なので、南に近いほど寒いのだ。ニュー

ジーランドの8月は早春といったところで、ジャケットの下にセーターを着込んでもなお肌寒い時期である。オークランドとダニーデンは気温で3度ほど違う。

ダニーデンは故郷の土地に近い気候を気に入ってスコットランド人が植民したというだけあって、スコットランド文化が色濃く残っている。歴史あるこの街で、まず23日にコンサートを開催した。ヴァン・アイク、テレマンから石井眞木まで、クラシック音楽の歴史の中で異文化の受容／変容／再転送がどのように行われてきたかを平易な言葉で、かつユーモアまじりに説明しながらの演奏に、約50人の聴衆は惜しめない拍手を送っていた。

25日はいよいよ本番の研究会である。日本からは佐藤綾(東京女子大学)が「アイデンティティの製造：日本のポピュラー音楽における女性性・言説・表象」という演目で発表し、オタゴ大学からはアイリーン・ハンドルビー「慣習は過去のものか、現在のものか? : 21世紀ソロモン諸島マライタ島北部における藝術の史料化と保護育成」など、4人の発表者を得て、アジア太平洋地域において、西洋音楽が受容／変容／再転送される過程についての具体例について貴重な報告をもらった。

その晩、懇親会に参加者を招いた。研究会での議論も活発だったが、食事の席で発表者たちの中国系、韓国系、ポリネシア系など多彩な文化的背景を聞いたうえであらためて議論を再開することで、共同研究のテーマについての理解がより深まったように思う。翌日早朝には経由地オークランドに飛行機で戻り、ラルフさんと私は帰途に着いた。



研究会メンバー同、右から4人目が著者。

シリーズ 本を読む

山本 章子 著『米国と日米安保条約改定』（吉田書店、2017年）

法学部教授 井上 正也

60年安保闘争の名を戦後史に留めた日米安保条約改定交渉の経緯は長らく秘密のベールに包まれてきた。1980年代以降、米国政府の外交文書が徐々に公開されたことによって、これらを駆使した原彬久や坂元一哉らによる研究が登場した。だが、日本側の外交文書については非公開のままであった。日本政府が公開に消極的であったのは、安保改定の内容に、朝鮮半島有事に限って在日米軍の戦闘作戦行動を事前協議制度の対象外とする「朝鮮議事録」のような非公表の取り決めが含まれていたためであろう。公表されれば保革対立のなかで大きな政治的争点となりかねず、ひいては日米同盟そのものにも悪影響をもたらしかねない「密約」の公開に、日本政府が消極的であったことは理解できなくもない。

しかし、冷戦が終結し、1990年代以降、日米安保条約をめぐる環境が大きく変化した後も、日本政府はその閉鎖的な体質を改めようとしなかった。米国側の公文書が続々と公開され、「密約」の存在が明らかにされた後も、頑なに外交文書の公開を拒み続けた。結局、日本政府がこれらの外交文書を全面的に公開するのは、2009年の政権交代という「外圧」を待たねばならなかったのである。

本書もまた、近年の新史料公開によって、再び活性化しつつある1950年代の日米安保関係の研究潮流に位置付けられる。とはいえ、本書の独自性は、新たな解釈の糧を日本側の外交文書に求めず、従来十分に用いられてこなかった米軍部の公文書を広範に渉猟して分析した点であろう。本書の貢献は、なぜ米国が安保改定を決断したのかという問いに対して、駐日米大使館や国務省の役割に焦点を当ててきた先行研究とは異なり、米国の海外基地政策の変容が安保改定の背景要因になっていたことを明らかにした点である。

すなわち、朝鮮休戦後、アジア冷戦の主戦場は朝鮮半島から台湾海峡・インドシナへと遷移した。その過程で在日米軍の規模は縮小され、同時に在日米軍基地も、朝鮮半島への出撃拠点から米海空

軍の兵站・補給拠点へとその役割を変化させたという。ただし、本書が描くように、在日米軍基地の役割変化が直ちに安保改定への原動力になったわけではない。軍部は安保改定の前提として日本の防衛力増強や有事再入権を主張しており、憲法の制約の中で安保改定を求めている日本側との隔たりは大きかった。

最終的に軍部の姿勢が変化するのは、スプート

ニク・ショックを受けて、米軍基地の分散移転案が米国政府内で浮上した時であった。在日米軍基地の維持を望んでいた軍部は初めて日本が望む形での安保改定を受け入れたのである。駐留米軍基地の機能維持が米国の対日譲歩の条件となるのはその後の沖縄返還交渉でも見られる日米交渉のパターンである。本書の魅力は、安保改定に米国が踏みきった要因を単一の理由に求めず、日米関係の維持や在日米軍基地の安定的運用といったいくつもの動機が交錯する複雑なプロセスのなかから生まれたと論じている点である。

しかしながら、在日米軍基地の役割変化と安保改定の実現の背後には、軍部の沖縄統治の強化という代償があったことを本書は忘れていない。日米関係の安定化のために安保改定が実現し、日本本土の米軍基地の整理統合が進められたのとは対照的に、米国政府は在沖縄米軍基地の自由使用と排他的統治に固執した。1960年代以降も在沖米軍基地の役割は強化拡大され、1972年の沖縄返還後も基地縮小は僅かな規模に留まった。安保改定は、岸信介首相が目指した日本の「自主独立」への欲求、憲法九条の制約、米軍部の軍事的要請のトリレンマを両立させたように見えたが、それは米軍統治下の沖縄への基地負担増大という外部不経済を前提したものであった。

本書は、長らく日米二国間関係や国内政治の文脈で語られることの多かった日米安保改定史を、アメリカのグローバルな基地戦略という観点から分析した研究である。本書の登場によって、1950年代の日米関係の冷戦史的な文脈がより明確になるう。



CAPS 活動報告 (2017.7.16 ~ 2017.9.15)

1. 公開講演会、研究会

～招聘外国人研究員による拡大研究会～

開催日	7月24日(月)
タイトル	モンゴルにおける企業買収の法的問題—比較研究の観点から
講師	Batbayar Sarangerel (モンゴル国立大学法学部講師)
参加人数	11名

開催日	8月1日(火)
タイトル	中国の外国語政策及び外国語教育
講師	趙蓉暉(上海外国語大学言語研究院院長(教授))
参加人数	13名

～プロジェクト研究会～

開催日	7月22日(土)
プロジェクト名	グローバル・ジャスティスの模索とローカリティ
講演者	石田 慎一郎(首都大学准教授)、上杉 妙子(非常勤講師)、杉山 知子(愛知学院大学教授)、岡田 泰平(東京大学准教授)、久保 忠行(大妻女子大学准教授)、佐々木 紳(文学部准教授)、関根 久雄(筑波大学教授)、千代 勇一(帝京大学講師)、佐藤 義明(法学部教授)、土佐 桂子(東京外国語大学教授)、湖中 真哉(静岡県立大学教授)、細谷 広美(文学部教授)、松井 久美子(編集者)
参加人数	13名

開催日	8月25日(金)
プロジェクト名	アジア太平洋地域における情動メディアとしての西洋音楽の影響
講演者	Huijuan Hua, Hyunah Cho, Wendy Lee, Irene Hundleby (以上、オタゴ大学音楽演劇実演芸術学部後期博士課程)、佐藤 綾(東京女子大学非常勤職員)
参加人数	10名

開催日	9月11日(月)
プロジェクト名	認知言語学の新領域開拓研究—英語・日本語・アジア諸語を中心として
講演者	西村 義樹(東京大学教授)、田中 太一(東京大学博士課程)、張 莉(東京大学研究生)
参加人数	19名

～プロジェクトシンポジウム～

開催日	8月29日(火)
プロジェクト名	認知言語学の新領域開拓研究—英語・日本語・アジア諸語を中心として
講演者	森 雄一(文学部教授)、加藤 重広(北海道大学教授)、高橋 英光(北海道大学特任教授)、西山 佑司(慶應義塾大学名誉教授)
参加人数	53名

2. 研究出張

～海外出張～

期間	7月22日(土)～30日(日)
プロジェクト名	グローバルエイジングとライフコース変容
出張者	渡邊 大輔(文学部准教授)
行先	アメリカ合衆国
目的	第21回国際老年学会議参加

期間	8月20日(日)～27日(日)
プロジェクト名	アジア太平洋地域における情動メディアとしての西洋音楽の影響
出張者	日比野 啓(文学部教授)(26日まで)、バーナビー・ラルフ(文学部准教授)
行先	ニュージーランド
目的	オタゴ大学において共同研究プロジェクト「アジア太平洋地域における情動メディアとしての西洋音楽の影響」研究会開催

期間	9月6日(水)～9日(土)
出張者	恵羅 さとみ(CAPS主任研究員)
行先	ベトナム
目的	ベトナムにおける外国人技能実習生・建設就労者の送り出し機関の現地調査・資料収集

～国内出張～

期間	8月24日(木)
プロジェクト名	組織市民行動の受け手の心理と誘発される行動について
出張者	上田 泰(経済学部教授)
行先	大阪府
目的	日本情報経営学会組織市民行動研究プロジェクト研究会参加

期間	9月10日(日)～17日(日)
出張者	上原 こずえ(CAPS特別研究員)
行先	沖縄県
目的	戦後沖縄における石油関連施設の建設に関する現地調査・資料収集

期間	9月15日(金)～17日(日)
プロジェクト名	認知言語学の新領域開拓研究—英語・日本語・アジア諸語を中心として
出張者	森 雄一(文学部教授)
行先	大阪府
目的	日本認知言語学会参加

3. 会議の記録

開催日	9月7日(木)～12日(火)
会議名	臨時(メール)所員会議・運営委員会

※お詫びと訂正

2017年7月15日発行の『CAPS Newsletter』135号に下記の誤植がございました。p12 活動報告の中の3月20日(月)センタープロジェクト研究会「グローバル・ジャスティスの模索とローカリティ」の部分。

(誤) 講演者: 竹内 進一

(正) 講演者: 武内 進一

武内先生、ならびに関係者、読者の皆様に謹んでお詫び申し上げます。ここに訂正いたします。

CAPS Newsletter No.136

2017年10月15日発行

編集発行: 成蹊大学アジア太平洋研究センター
〒180-8633 東京都武蔵野市吉祥寺北町3-3-1

☎ 0422-37-3549 (ダイヤルイン)

FAX 0422-37-3866

E-mail: caps@jim.seikei.ac.jp

Web: <http://www.seikei.ac.jp/university/caps/>